

【意見の概要とそれに対する市の考え方】

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>条例（案）第7条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「団体」は認定前に名称を情報開示すべきである。 	<p>・ご意見のような認定前の審査の過程段階で、情報開示することは、団体の事業活動への公平又は意思形成に支障を生ずるおそれがあり難しいと考えます。しかしながら、認定の可否について公平な判断するためには、景観条例関連施行規則等で整理することになります。</p> <p>また、市民の皆さんには認定後は市報などを通じて情報提供したいと考えております。</p>
2	<p>法第8条第2項第4号及び条例（案）第16条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的文化遺産の保持のために市長が審議会に意見を求めるべきである。 	<p>・景観法第19条第3項及び第28条第3項では、文化財保護法による国宝・重要文化財、特別史跡名勝天然記念物等に該当する建造物・樹木は適用除外となっています。</p> <p>但し、上記以外のご意見のような案件があれば条例（案）第16条及び資料：景観計画 P.109～110により審議会等に意見を聴いたうえで、指定の妥当性を判断することになります。</p>
3	<p>資料：景観計画 P.112</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「屋外広告物条例」は制定すべきではない。 	<p>・現在、村上市内の屋外広告物の設置は、新潟県屋外広告物条例に基づいて県が許認可事務を行っています。しかしながら、屋外広告物は景観に与える影響が大きいことから、今後、市独自の基準及び県からの権限移譲を視野に入れながら、市民の皆さんの利便性の向上を加味しながら検討したいと考えています。</p>